

平成30年 9 月宮崎県定例県議会

防災・減災対策特別委員会会議録

平成30年 9 月25日

場 所 第3委員会室

平成30年9月25日（火曜日）

説明のため出席した者

午前9時59分開会

福祉保健部

福祉保健部長	川野美奈子
福祉保健部次長 (福祉担当)	川添哲郎
福祉保健部次長 (保健・医療担当)	日高良雄
こども政策局長	長倉芳照
部参事兼福祉保健課長	横山幸子
指導監査・援護課長	池田秀徳
医療薬務課長	久保昌広
薬務対策室長	山下明洋
長寿介護課長	内野浩一朗
障がい福祉課長	矢野慶子
こども政策課長	高畑道春
こども家庭課長	橋本文人

会議に付した案件

○概要説明

福祉保健部

1. 医療機関・福祉施設の津波避難対策等について
2. 災害時の医療救護体制の整備状況について

教育委員会、総合政策部

1. 学校施設の整備状況等について
2. 防災教育の取組について

○協議事項

1. 県外調査について
2. 次回委員会について
3. その他

教育委員会

教育長	四本孝
副教育長	武田宗仁
教育次長 (教育政策担当)	吉田郷志
教育次長 (教育振興担当)	金子文雄
教育政策課長	中嶋亮
財務福利課長	柚木崎誠一朗
人権同和教育課長	鎌田剛史

出席委員（10人）

副委員長	長	河野哲也
委員		緒嶋雅晃
委員		坂口博美
委員		丸山裕次郎
委員		後藤哲朗
委員		野崎幸士
委員		渡辺創
委員		来住一人
委員		有岡浩一
委員		武田浩一

総合政策部

みやざき文化振興課長	川口泰夫
------------	------

欠席委員（1人）

委員長	中野廣明
-----	------

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主任主事	勝目花穂
政策調査課主査	深江和明

○河野副委員長 開会に先立ちまして、御報告

申し上げます。本日も、前回に続きまして、中野委員長から欠席の連絡が入っておりますので、私が委員長の責務を代行いたします。

それでは、ただいまから防災・減災対策特別委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程でございますが、お手元に配付の日程（案）をごらんください。

本日は、福祉保健部、教育委員会、総合政策部にお越しいたします。

2部構成といたしまして、まずは福祉保健部から、福祉保健部における南海トラフ地震への対策について、概要説明をしていただいた後、質疑、意見交換をしたいと思います。

次に、教育委員会と総合政策部から、防災・減災の取り組みとして、学校施設の整備状況及び防災教育の取り組み等について、概要説明をしていただき、質疑、意見交換を行います。

1部につき1時間程度で、福祉保健部1時間、教育委員会と総合政策部1時間という考えでいこうと思います。よろしくお願いいたします。

質疑、意見交換の後は、県外調査について御協議いただきたいと思います。このようにとり進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野副委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○河野副委員長 委員会を再開いたします。

本日は、委員長の中野が欠席のため、副委員長の私が、委員長の責務を代行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、まず、福祉保健部においでいただき

ました。福祉保健部においでいただくのは初めてでありますので、一言御挨拶を申し上げます。

私は、この特別委員会の副委員長に選任されております延岡市選出の河野哲也でございます。本日欠席の中野委員長を含め、私ども11名が、さきの県議会で委員として選任され、調査活動を実施しているところでございます。

当委員会の担う課題を解決するために、努力してまいりたいと思っておりますので、御協力をよろしくをお願いいたします。

委員及び執行部の皆様の紹介につきましては、お手元に配付の出席者配席表にかえさせていただきます。

それでは、概要説明をお願いいたします。

○川野福祉保健部長 おはようございます。福祉保健部長の川野でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

本日の調査項目でございますが、防災・減災対策特別委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。

説明を行います項目でございますが、福祉保健部における南海トラフ巨大地震への対策についてでございます。

目次に記載がありますとおり、医療機関・福祉施設の津波避難対策等についてと災害時の医療救護体制の整備状況についての2件でございます。

それぞれ担当課長より御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○横山福祉保健課長 福祉保健課でございます。まず、資料の1ページをごらんください。

項目のI、医療機関・福祉施設の津波避難対策等についてであります。

今回御説明いたします津波避難対策等につきましては、対象となる施設等の所管が複数の所属にまたがっておりますことから、福祉保健課でまとめて御説明させていただきます。

まず、1の津波浸水想定区域内にある医療機関・福祉施設の状況についてであります。

医療や福祉分野には、多種多様な施設があり、その数も多く、入所、通所、訪問など、サービス形態もさまざまであることから、今回は利用者の安全確保を図る必要性の高い入所施設の状況について整理し、報告させていただきます。

表にありますとおり、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、県が設定する津波浸水想定区域内にあります医療機関及び福祉施設は、平成30年4月1日現在で、医療機関が56カ所、福祉施設は124カ所となっております。

その内訳ですが、表の一番下をごらんください。

病院が28カ所、有床診療所が28カ所、また、福祉施設は、特別養護老人ホーム等の高齢者施設が27カ所、障がい福祉施設が3カ所、入所施設ではございませんが保育所や幼稚園等の児童福祉施設等が92カ所、救護施設が2カ所であります。

次に、2ページをお開きください。

2の津波避難対策に係る取り組み状況についてであります。

(1) 避難計画の策定等について御説明します。

医療機関や福祉施設は、高齢者や障がい者など、防災上の配慮を必要とする方々が利用する施設であることから、法令や通知等により、災害時の連絡先や避難の経路、場所等につきまして定めました避難計画の策定や避難訓練の実施が求められております。

このため、県では、主な取り組み内容の1つ目にありますように、避難計画策定のための手引きを作成し、計画策定等の支援を行うとともに、各種の防災訓練において、災害医療や利用者等の避難に関する訓練を実施しているところであります。

さらに、避難計画の策定状況や避難訓練の実施状況等につきましては、県が実施する施設に対する定期的な指導監査の中で確認指導を行っております。

次に、(2) 施設・設備の整備についてであります。

県では、現在、施設の安全な土地への移転や、緊急的な避難場所の整備を進めるため、主な取り組み内容にありますように、災害拠点病院等に対する災害に備えた資機材の整備や訓練に要する経費、また、津波による被害のおそれがある区域にある特別養護老人ホーム等の施設を安全な高台に移転するための経費、さらには避難タワーの設置に要する経費などへの助成等を行っております。

3ページをごらんください。

次に、3、福祉施設の耐震化の状況について御説明いたします。

(1) の耐震化率についてであります。

表にありますように、県内の福祉施設の耐震化率は、平成29年3月末現在で、高齢者施設が99.0%、障がい福祉施設が95.2%、児童福祉施設等が85.3%、救護施設が50%となっております。

次に、(2) 施設の耐震化に係る県の取り組みではありますが、福祉施設は、地震発生時に自力で安全を確保することや避難することが困難な方が多く利用されますので、県では主な取り組み内容にありますとおり、今後とも施設整備に

関する国の補助事業の活用などにより、さらに耐震化を促進してまいりたいと考えております。

4ページをお開きください。

4の福祉避難所について御説明いたします。

まず、(1)福祉避難所の設置状況についてであります。

御案内のとおり、福祉避難所とは、介護が必要な高齢者や障がい者など、一般の避難所では生活に支障を来す方に対して、ケアが行われるほか、ポータブルトイレや手すり等の整備が図られている避難所であります。

主に、障がい者支援施設や特別養護老人ホーム等の社会福祉施設が指定されており、県内では、現在、25市町村で220カ所指定されている状況にあります。

次に、(2)福祉避難所の指定促進に向けた県の取り組みであります。県では、これまで福祉避難所を新たに指定した市町村に対し、福祉避難所に備蓄する物資や、機能充実のための備品等の購入経費を助成してきたところであります。

現在、未指定の自治体、具体的には椎葉村になりますが、早期の指定に向け、働きかけを行っているところであります。

また、過去の大規模災害発生時において、福祉避難所への誘導や福祉的ケアを行う支援者の確保など、福祉避難所の運営等に係る課題が指摘されておりますことから、災害時に福祉避難所の運営が円滑に行えるよう、市町村との意見交換等にも取り組んでいるところであります。

私からの説明は、以上であります。

○久保医療薬務課長 医療薬務課でございます。

医療薬務課からは、項目のⅡの災害時の医療救護体制の整備状況について御説明させていただきます。

委員会資料の5ページをごらんください。

まず、1の災害拠点病院等の整備状況についてです。

現在、県内の災害拠点病院といたしまして、基幹災害拠点病院を2カ所、それから二次医療圏ごとに地域災害拠点病院を10カ所指定しております。その整備状況を表のほうにまとめております。

表の右から6列目、真ん中よりちょっと右側ですが、耐震または免震構造、その隣の自家発電機、受水槽や食料、飲料水、医薬品などの備蓄については、災害拠点病院の指定要件にもなっておりますので、それぞれ対策がとられておまして、真ん中にございますBCP策定、こちらにつきましても、今年度末までには全病院で策定される予定となっております。

また、平成30年9月現在の県内のDMAT(災害派遣医療チーム)数は、表にあります災害拠点病院の32チーム、これに加えて(2)のところに記載してございますが、災害拠点病院ではありませんが、延岡市の平田東九州病院にDMATが1チームございますので、県内に計13病院、33チームが存在するということになっております。

次の災害対応の流れでございますが、こちらのほうは、次のページでの参考図で概略を御説明させていただきたいと思っております。

6ページをごらんください。

この図は、表の上から下に時間が流れるものというふうにごらんいただきたいと思っております。

まず、南海トラフ巨大地震が発生した場合、この図の2番目の四角にありますとおり、県は直ちに災害対策本部を設置しまして、その四角の中の白丸にありますとおり、DMAT調整本部を立ち上げます。そして、DMAT調整本部

と災害対策本部が連携・協力しながら、丸にありますように、医療救護や支援ニーズの情報収集を行ったり、国への支援要請やDMATの派遣調整・支援を行いながら、災害医療体制を構築してまいります。

そして、すぐ下の四角のところが、DMATの活動の概略を示しております。本部等での調整によりまして、被災地へ投入されましたDMATチームは、県の本部の支援等を受けながら、被災地での医療の拠点でございます災害拠点病院におきましては、診療支援やトリアージ、患者搬送などの活動を、また、実際の被災現場におきましては、被災病院からの病院避難、あるいは医療救護活動、トリアージや患者搬送の活動を行うこととなっております。

そして、次の四角にありますとおり、こうしたDMATの活動は、最近の大規模災害でも72時間程度をめでに終了しておりますことから、保健所や他の支援チームに引き継いでまいります。要は、発災から72時間までに、被災者がいかに適切な災害急性期の医療救護活動を行うか、そして、それ以降も、保健所や他のチームの支援によりまして、医療体制の確保、特に避難所等におきます適切な保健医療の確保を図っていくことが重要となりますので、日ごろより訓練等を定期的に行って、災害時に備えているところ です。

そこで、次の3、訓練の実施状況にありますとおり、国、九州ブロック、県、二次医療圏単位等で、災害医療に係る訓練を実施しているところで、その例を表に記載しております。

国のほうの例でございます大規模地震時医療活動訓練は、南海トラフ巨大地震等を想定した医療活動に特化した訓練でございます。本県を含む九州・四国ブロックを被災地とする訓練

は、4年に1回回ってくるということになっておりまして、ことしの8月4日に実施したところです。

また、九州・沖縄ブロックでは、DMATの実動訓練を持ち回りで実施しており、来年度、本県で実施予定となっております。

さらに、県の総合防災訓練におきましても、毎年度、災害医療訓練を実施しております。

また、二次医療圏単位で、保健所が中心となりまして、情報システムの入力訓練を実施しておりますし、各災害拠点病院でも独自に院内訓練を行っているところでございます。

次に、4の課題と取り組みであります。まず、1つ目の丸にありますとおり、県、医師会、災害拠点病院、消防などの関係機関が、いわゆる「顔の見える関係」を構築し、常に災害時にスムーズな連携ができるようにしていくことが大切です。

また、先日の北海道胆振東部地震では、災害により電気、ガス、水道等が停止し、影響が出ましたが、災害時にどのように病院機能を継続していくのが重要となりますので、2つ目の丸にありますとおり、各医療機関においてBCP、業務継続計画ですが、こちらを策定し、それに従い必要な資機材の整備や協定等を行っていく必要があります。

さらに、次の丸にありますとおり、DMATやDPAT（災害派遣精神医療チーム）、また災害時に妊婦や小児などに特化した支援をする小児周産期リエゾンなど、災害医療人材の確保も重要でありますので、その養成を行うとともに、連携体制を構築していく必要があります。

また、次の丸にありますとおり、災害時には、医療機関の被災状況を把握することが重要であり、その重要な手段でございます情報収集・共

有のシステム、EMISと申しますが、このEMISの入力が適切に行われるように啓発を行うとともに、その入力訓練等を行う必要があります。

さらに、次の丸にありますとおり、災害関連死を減らすためには、避難所等での保健医療活動が重要となってきますので、急性期のDMATの活動終了後、スムーズに保健所や他の支援チームによる保健医療活動に移行できるよう、その体制づくりに取り組んでまいることとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○河野副委員長 以上で、執行部の説明が終わりました。

御意見、質疑がございましたら、御発言をお願いいたします。

○渡辺委員 済みません、ちょっと不勉強で申しわけないんですが、教えてください。

「津波防災地域づくりに関する法律」の中では、浸水想定区域内の中で、特別警戒区域には例えば医療機関等もオレンジゾーンとかレッドゾーンとかいうもので、一定の開発行為自体を規制したりするような法律的な位置づけがたしかあったような気がしたんですが、県内では該当する場所、つまり特別警戒区域内にある医療機関やここという福祉機関というのはないのか、それともその設定をしていないのか。本当に不勉強で申しわけありませんが、ちょっと教えていただければと思います。

○横山福祉保健課長 これは、県土整備部のほうが指定することになると思うんですけれども、現状はまだ指定をされていないというふうに聞いております。

○渡辺委員 その指定がないという状況の中で、

今いろいろ高台に移転をするとかの話があって、医療機関に関しては地域的に余りなくなっても生活上困るといふところもあるかと思うんですけれども、新規のものは危ないところやリスクのあるところにはつくらせないという発想での県の取り組みというのはないんですか。今、移転をさせるとか、補助を出すとかというのはいろいろありましたけれども。

○横山福祉保健課長 現状では、警戒区域が設定されておりませんので、それを妨げるようなものはないということです。

ただし、水害に関して、水防法に関する指定ですとか、それから土砂災害警戒区域に関する指定については、今、県土整備部のほうで警戒区域等が指定されておりますので、その関連でいくと、災害はちょっと違いますけれども、そういう対応はしていると思います。

それから、今回の津波浸水想定区域につきましては、南海トラフ等で設定されましたハザードマップで浸水想定がされるという区域内の医療機関等の数でございます。

○渡辺委員 もう一点わかっていけば教えていただきたいんですが、1ページ目で数が上がっている医療機関や福祉施設の中で、平成23年に東日本大震災を受けてこの法律ができた以降に、この地に新規立地したという施設はあるんでしょうか。

○横山福祉保健課長 申しわけありません、私のところでは把握してございません。

○久保医療薬務課長 医療機関につきましては、23年度以降、新しく設置したというところはございません。

○渡辺委員 5ページでお示しのあった災害拠点病院がそれぞれ地域の中で上げてあるわけですが、この災害拠点病院になっているところで、

資料1 ページ目の浸水区域内にある医療施設というのは幾つあるということなんでしょうか。

○久保医療薬務課長 この表で申し上げますと、日向入郷の済生会日向病院、千代田病院、和田病院、それから宮崎東諸県の宮崎市郡医師会病院、宮崎善仁会病院、こちらが浸水区域内に入っております。

○渡辺委員 ということを前提に考えたときに、その中でBCPの策定等がそれぞれ行われているということになってはいますが、病院自体、医療拠点自体が浸水をして、なかなか機能を果たしづらいというような状況も当然加味した計画がつくられているというふうに理解してもよろしいのでしょうか。

○久保医療薬務課長 そのとおりで、浸水も想定しながら機能できるようなBCPを策定しているというふうに伺っております。

○来住委員 ちょっと確認ですけれども、1ページ、県全体で医療機関が56カ所、それから福祉施設が124カ所となっています。正確には出ないと思うんですけれども、病床数だとか、こども園なんかの定数とかというのは、つかんでいられないのでしょうか。その施設に満杯の患者さんがいたりしたときには、どれほどの人がここにいらっしゃるのかなというのがあるものですから、お尋ねいたします。

○横山福祉保健課長 申しわけございません、全体的には把握をしております。

○高畑こども政策課長 こども政策課でございます。

お尋ねの件につきまして、保育所とか幼稚園、認定こども園でここに掲載がございますのが92施設ございまして、あくまでも利用定員ベースでございますけれども、92施設で9,056人、約9,000人が利用定員ということになっておりま

す。実際の入所者数はもうちょっと減るかと思うんですけれども、定数的には9,000名余りということになってございます。

○来住委員 もう一つ、不勉強で済みません。2ページで、「法令や通知等により、災害時の連絡先や避難の経路・場所等について定めた避難計画の策定、訓練の実施が求められている」ということになっているんですけれども、これに基づいて具体的に避難計画などが策定された施設の割合とか、そういうのはわかっているのでしょうか。

○横山福祉保健課長 避難計画の策定状況についてでございます。

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づきまして、この地域内にあります施設については、避難計画等、対策計画を策定するように定められており、消防法上の消防計画の中に、津波からの避難事項を入れ込んで策定すれば、この計画とみなすという規定がございます。この調査によりまして、平成28年9月末現在で、福祉施設が219施設、そのうち210施設が策定してございまして、策定率が95.9%となっております。

○来住委員 子供の施設はつくる必要がないんですか。

○横山福祉保健課長 子供の施設についても、もちろん策定しなければならないことになってございまして、このデータでは、福祉施設としてではなく学校等ということで含まれており、学校も含めました数字でいいますと、全部で80施設ございまして、そのうち80が策定してございまして、策定済み100%ということになっております。

○来住委員 わかりました。ありがとうございます。

○坂口委員 これは危機管理局に言うことかもしれないですけども、BCP、これをやっていく上で、我が家の事情というのは、ちゃんと整理できると思うんです。

ところが、民間も含めたBCP、例えば交通1つにしても、どれだけダメージを受けるかもわからない中、職員がそこに到達しないといけないというようなことで、やっぱりBCP調整が要ると思うんです。

具体的には、全てBCPを維持していく以上の機能が、被災しても残っていたとする。もう100%稼働できる、あるいは最低限BCPの部分稼働できるという、その範囲があると思うんです。しかしながら、最低限以上の機能というのは、民間も含めて、遠慮してもらって、ストップしてもらった必要があると思うんです。

そうでないと、おのおのが描いたBCP、特に移動が伴うとか、思わぬ事態によって、何らかの自給不足が起き、それを他力に頼るしかないといったときに、うちは全て100%仕事ができるから全員出勤で100%稼働だというようなところがあつたら、そこに遠慮してもらって、その部分をもらうしかないと思うんです。

そういう調整がなされているというのをまだ聞いたことがないんです。これは、どうなんですか。

○横山福祉保健課長 いざ災害が発生した時点で、福祉施設間でどのように協力をするかは…。

○坂口委員 いや、福祉施設間ではなくて、全体で持っている機能というのがかなりダメージを受けますよね。しかしながら、最低限維持しないといけない、BCPでしっかり維持していくんだっていう必要なものを最低限決めてやる。

ところが、例えば自動車会社では、全てのラインが動いて、全ての社員がそこに出勤でき、

日常と変わらない生産を上げて製品を納入するということは、企業利益上、それは絶対求められますよね。だけれども、それを自粛してもらわないと、例えばバス1本にしても、電車1本にしても、何人乗れるかもわからないなかで、まずはBCP上必要な人間だけがそれに乗って、移動を優先させるということが必要だと思うんです。

だから、そういうときに、最低限必要な機能以外はそこで停止してくれという合意を民間も含めてとっておかないと、パニックになるのではないかなと思うんです。

しかしながら、そういう合意とか調整が得られた話を聞かないものだから、今たまたまBCPがここで出て、本当は危機管理局かもわからないんですけども、そこらへんの調整というのがどういうぐあいになされているのかお尋ねしようと思うんです。思わぬことが起こりそうな気がするんです。

○横山福祉保健課長 BCPが、そういう全ての県内の施設や事業所、地域などを含めて定められているとか、調整がされているというのは、私も聞いたことがないです。けれども、福祉施設に関しましては、災害発生時には地域の協力をもらって計画も立てましょうとか、訓練もしましょうというところはございまして、ある程度地域内での協力体制をそれぞれで立てただくようなことはお願いしております。そこは協力してもらわないと避難もできないと思いますので、委員の御意見、御質問があったことは危機管理部局にも伝えて、しっかり想定をし、やはり訓練もしていかないと、実際の災害発生時には対応できないと思いますので、今後も危機管理部局とも意見交換をしていきたいと思えます。

○坂口委員 ニュアンスが伝わったかどうか、僕自体がちょっと理解できなかったんですけども、具体的に言ったら何があるかな。

例えば飲料水メーカーがあって、BCP上は飲料水、いわゆる真水、これだけは責任を持って出荷し、届けますという。これは、BCP上稼働しなきゃいけない機能という。

ところが、嗜好品のいろんな飲み物とか、そういったものはそこで生産がとまっても、人の命にかかわるようなものじゃないけれども、うちはそのラインは動くし、注文も入っているから、企業の責任として、経営上はそれをやる必要があるという。

しかしながら、それをやることによって、例えば社員の何割かがバス通や電車通をし、あるいは自家用車で通ってくる。この人らが交通を麻痺させたときに、今度はほかの最低限必要な機能のために動く人たちに、移動の制限をかけてしまったり不自由をかけてしまったりという、これはやっぱり避けなきゃならないという、そういう話です。

そのためには、常日ごろから、あなたのところは機能が残っても、この機能は当分は遠慮しておいてくださいと。そして、どこかのコントロールのもとにその機能を始めてくださいというものをどこかが調整しないと、やっぱり企業は責任があるから動きますよ。けれども、それが動いたがために、BCP上必要な人材の移動に制限がかかれば、彼らは目的地に到達できず、幾ら機能があっても、これは効力を発揮できないわけです。その調整というのはやっておかないといけないのではと思うんです。

全てがダメージを受けて、BCP上必要な機能が残るとか、稼働させるわけじゃないけれども100%稼働はできますよというところも出るわ

けです。そこはしかし、あなたのところは、このラインに携わる人は、社員の出勤をとめてくれというような調整をやっておかないといけないのではと思いますが、このところがやられていないような気がするんです。それが一つあるかなと思います。

これは危機管理局の所管かもわからないんですよ。だけれども、言う場がないものだから、この場で、どういうぐあいになっているのかなというのが気になって質問するんです。

○川野福祉保健部長 BCPのいろんな計画については、委員が言われますように、全体ではなく、それぞれ個々の施設なりでの優先順位のBCP計画がつくられていても、民間を含めた形で、どこを優先し、どこを移動を制限するか、県全体や地域全体でのそういう調整機能については、まだ十分議論できていないのではないかとこのように考えています。

おそらく、そういうものは、災害発生時には、災害対策本部が県の中で立ち上がりますので、そういったところが何らかの考え方に基づいてやっていかないといけないのではないかとこのように考えますが、民間を含めてのそういう議論は、おそらくまだ整理されていないのではないかとこのように考えております。福祉部門としても、そういった広域での、民間全体でのものもいろいろ考えていかないといけないなと思います。また総務のほうとも意見交換をしてみたいと思います。

○坂口委員 これはやっぱり簡単そうでなかなか大変だし、混乱が起こる可能性は、もう限りなく100%に近い。

例えば、全くダメージをうけなかった製造業の企業があったとします。ところがそこが1週間休んでも、人の生活にそう危機的な影響を与

えないというような場合に、そこにはとにかく3日間なり1週間操業をやめてくれって言えるようにしておく。いざというときは、うちの会社はまずストップかけて、社員は自宅待機させますというところを前もって調整しておかないと、おたくは遠慮してくれないとか、混乱をして、そんなことはとてもじゃないけれども手間的にできないと思うし、間に合わないと思うんです。

だから、訓練中の大がかりな訓練で、うちとしてはやっぱり会社の責任上、これだけは何としても必要だという部分以外はいざというときはまずとめるんだということを、ラインから人から全てやっていくということが必要だと思うんです。

自家発電一つをとっても、企業と企業を見たときに、例えば製造業なら、何としてもこれを災害時に出荷していかないといけないというものがありますよね。例えば、薬品会社があったとします。そこは、何があってもBCP上、それは供給していくということが必要だといって、その自家発電をうちは持っているといっても、それが被災したらできないわけです。

そのときに、よそが電気を遠慮してでも給電される電気をそこに回してあげるとかいう調整をやっておかないと、僕個人の考えかも知れないけれども、これは絵に描いた餅になるんじゃないかなという心配を大きく持っていて、最初からずっと疑問に思っているんです。

だから、そこをやっておられないなら、その必要性も含めた検討から入ってほしいなと思います。必要となれば、その調整は難しいけれども、やっておかないとパニックになりますよ。どうですか。

○川野福祉保健部長 今のお話を聞いて全く必

要だと実感したところですので、部として何ができるかも含めて、ちょっと考えて検討してまいりたいと思います。

○坂口委員 すごく難しいけれども、考え方は全てに浸透させておかないと、調整が難しくなると思うんです。

それから、もう一点いいですか。

津波の避難訓練なんですけれども、県が想定した津波の浸水とか到達時間とかいうものが、まず一つありますよね。だから何分後にどこに最大限何メートルの津波が来るでしょうというもの。それを基本として、それより高いところに避難できるようにするというのと、到達まで15分であれば、その時間の余裕がない人たちが逃げられる範囲の中に避難場所をつくらうとする。

ところが、この想定というのは、高さについても、到達時間についても、入力する諸元1つ変えれば、物すごく変わるわけですよね。だって、その防災庁舎を建てるところは50センチの浸水地域となっていたのが、いつの間にかゼロになったわけです。これは、諸元をちょっと変えただけです。

諸元を変えようにも、変えまいにも、物すごく難しいのが、津波の高さを決めるのは、水と障害物との接点の摩擦力です。摩擦が大きければ大きいほど後から押す、押せば押すほど高くなる。こんな、想定もできないような、無責任なものを1つ入れて、それが絶対的なものという神話のもとに練習をやっていたら大変です。

例えば、10メートルの高台で助かりますという想定のもとで、11メートルの水が来たとする。15分間しか時間がないのに、15分ではもう逃げる場所がありません。あと2分あればあの山に逃げられますというときに、訓練どおりやっ

ていて、そこに行ったがためにやられるということがおこりうる。この津波は10メートルを超えますよということ、到達までに20分は余裕がありますよと言うのは、実際に津波が発生すれば、かなりの精度で出ますよね。だから、それも想定しておかないと、助かる人をみすみす逃げ場のないところに追い込んでしまうというのが今の訓練です。

これは、どこが出した数字かわからないけれども、いいかげんと言うと物すごく失礼で、また名誉的なものもあるけれども、入力諸元によってどうにでもなるということです。

僕らは、奥尻島に視察に行ったんですけども、あそこなんて湾の入り口の津波高なんて、6メートルから8メートルです。それが30メートルに上がったところもあれば、7メートルぐらいですっと抜けたところもある。これは、地形の複雑さと入ってくる入射角の違い。最終的には、そこに寄せるエネルギーと摩擦、このバランスでプラマイゼロになるところまで上がるわけです。

だから、この訓練も、県が想定した数字が絶対的なものだという想定でやっているの間違うんです。何分余裕があるときは、避難タワーよりももっと安全な場所がありますよとか、限りなく高くまで逃げられる場所がありますよとか、何分のときはもうここしかないよとか、何メートルの高さで、しかも時間のゆとりがもっとあるときはちょっと考えようよとかいうような想定もやったり、訓練もやらないと、これは間違うと思うんです。

だから、そこらをどんなぐあいに、どんな考え方で、その信頼度はどれぐらいのものだと思って訓練をやっておられるのか。特に障がい者施設なんていうのは、他力本願にならざるを得な

い部分がありますから、そこらをどう判断されているのか。

○横山福祉保健課長 現状では、その施設で想定されている中で、国ないし県の想定した津波の高さがございまして、そこからどうしたら災害の被害を防げるかというところで、訓練をしているところだと思います。

ただ、東日本大震災のときも言われたように、想定を超えるということはやはりあることですので、現状でできる範囲での訓練をしつつも、想定を超えたときどうするかということ、施設はもちろんですけれども、私たち皆が今後は考えていかなければならないことだとは思っております。

○坂口委員 今後ますますいろんな機器の設置等で、到達時間や高さなどの精度は高まると思うんです。まずは、何分のゆとりがあって、その何分のゆとりの中で一番安全な場所はどこかという判断から、実際の避難を始めるというのが、やっぱり一番ベストだと思うんです。そのためには、避難訓練のときも、まずそこから始めて、何分の余裕しかないよと、近くで一番高いのは避難盛り土、高台だよ、そこしかないよという判断から入っていかないと、起こりました、高台に逃げろというのは、肝心な部分が抜けていると思うんです。

だから、まず精度の高い津波到達時間と高さを想定して、その許された範囲内でどこまで逃げられるかということを考える。その中の安全率をどれぐらい見るかはわからないけれども、20分あるときには例えば18分というように、安全率をとる。その割合範囲内で、どこが限りなく高いところにつながる一番安全な避難場所だろうかと、そういったことから避難を始めないといけないのではと思うんです。まずそのシミュ

レーションをやって、それから、よし逃げ場はここだということで、それが結果的に避難タワーだったり盛り土や高台だったりしていて、それは構わないんですけども、その前のシミュレーションが全くなされていないような気がするんです。なぜそこに逃げるのかということ、そこから始まっているような気がして、そこもやっぱりもう一つ、今後検討していくべきじゃないかなと思います。

この今の2つは、ずっと最初から気になっていることなんですけれども、総務政策常任委員会の委員を外れたから言う場所がないんです。ちょっときついかもしれないけれども、ここで考え方だけでも伝えておいて、説明が難しければ、また今後の課題として頭に入れておいてもらおうかなという気がして話をしました。

○横山福祉保健課長 私ども福祉保健課で所管している施設に、救護施設で、新富の清風園という生活保護を受けていらっしゃる方の施設がございまして、そこは本当に海が近く、非常に津波の心配があるところなんですけれども、そちらは、歩いて多分15分ぐらいはかかると思うんですが、小高い山がございまして、そちらに避難するような訓練を定期的にされております。津波だけではなくて、地震や火災も含めてなんですけれども、月1回は避難訓練をしたり、また、地域の消防組合や消防団の方、近隣の住民の方にも協力してもらいながら、年2回の総合防災訓練を行うなどされてもいるところで、やはり自分の地域がどの場所にあるかによって、自分がどう避難したらいいかというところを、施設もしっかり考えていかなければならないし、それに対する訓練もしていけないといけないと考えております。今後ともしっかり想定を考えながら、想定を変えるということ、想像力を豊

かにしながら避難の計画を立て、訓練をしていくように、施設それから病院も含めて、私どもとしてもしっかり助言していきたいと考えております。

○坂口委員 そうですね、そこをいろんな方が考えながらですね。

先程言われたのは観音山という小高い山で、あそこが標高が50メートルですよ。あれからまた5分ぐらい走っていくと、今度は70メートルぐらいのただっ広い台地に出ます。清風園からだと、避難タワーの場所まで歩いて10分ぐらいはかかるでしょうか。だから、このときはまずは50メートルの山ということで選択がしやすいと思うんです。まずは、とにかく時間的ゆとりというものがあるかという信頼度の高い予測を出して、そこでどこが一番生き残れる可能性を持った場所なのか、そしてそこへ避難する訓練というのが必要かなと思います。

避難のテクニックとかを日ごろから備えるための訓練というのは、決められた場所でもいいんですけれども、行く先を判断するというのは、そしてその行く先によって避難の仕方が変わってくるんだということは頭に入れておかないと、地震が起こった、そこに逃げろ、では慎重さというのか助かるための精度の高さというのか、これがちょっと心もとない気がするものですか、これはお願いにしておいて終わります。

○丸山委員 BCPのことについてお伺いします。福祉関係ということに限定しますが、熊本地震があったときに、熊本市内のところでもBCPをつくっていたと思うんですが、それはうまく機能したものなのか。BCPをつくっていたけれども、結局余り機能しなかった、改善すべき点があったのかという情報は入っていないでしょうか。

○横山福祉保健課長 BCPに関しては、福祉のほうでは、まだそこまで求められていないとか、そこまでは行っていないというようなところがございます。ただ、入所者を抱えている施設ですと、熊本地震のときは、やはり機能ができなくなった施設などがございました。そこで、福祉施設同士のネットワークや災害時のお互いの応援協定などがございますので、ほかの施設に移動していただくとか、そういった対応をとられたと…。済いません、私はしっかり熊本地震のところは反省はしていないんですけれども、もし大きな地震があって、施設そのものが被災し、もう入所ができなくなったときには、災害時の応援協定で、ほかの施設に移転していただくといったような措置をとることになると思います。

○丸山委員 そういった協定を結ぶとか、顔の見える関係だけではなく、しっかり協定を結んだけれども、本当に動かせるのかといったものも含めて、本当の意味の訓練をやっていただきたいと思っています。

DMATに関しても、東日本大震災から熊本、西日本豪雨、北海道地震といろんなパターンがあって、その時々に関心点等を把握されて、訓練がそれぞれバージョンアップしてほしいなと思っていますが、毎年行われている訓練に関しては、そういったバージョンアップと申しますか、そこはいろいろ考えながらやられているのですか。毎年同じふうに行っているのではなくて、どんどん変わっているんですよというイメージで、つまり、目的はこれなんですよ、ここがこう改善できなかったから、これをちょっと解決するために今回は訓練をやりましょうというのをやっていただきたいなと思っています、そういう気持ちでやられている訓練というふう

に思っているのでしょうか。

○横山福祉保健課長 現状は、各施設ごとに行われている訓練については、その施設の中での避難訓練などがほとんどだと思うんですけども、福祉施設につきましては、先ほど言いました施設の応援協定での移動とか、そういったことも含めて今後はやっていく必要があると考えております。

それから、福祉施設の大きな役割のもう一つとして、先ほど御説明しましたけれども、福祉避難所というのがございます。福祉避難所につきましては、まず、一時避難所に避難した方の中で、特に災害時の配慮が必要な高齢者の方ですとか、障がい者の方、妊婦さん、そういった方々に福祉避難所のほうに移動していただくということが必要となります。そこでの移動については、まだ実際には訓練をやっていないところなので、今後の課題ということなんですけれども、現在、宮崎市と県、それから観光協会等が協力して、一時避難所から福祉避難所への移動について、実際にどういうふうに進めていかというところの想定訓練を今年度中にやりたいと考えておまして、そういったところの訓練も含め、そして、施設間の移動の訓練も含め、今後、進めさせていただきたいと思っています。

○久保医療薬務課長 医療機関のほうにつきましては、委員が御指摘のとおり、年々バージョンアップをしているという状況がございます。例えば、資料の6ページに書いてございますとおり、当初、阪神淡路大震災の後にDMATというのが正式に認知されるようになりまして、それから徐々に次のDPATとか小児周産期リエゾンなど、こういったものも必要だということになって、その都度、訓練に参加していただいております。先ほど申し上げた8月4日の訓

練、国主催の大規模地震時医療活動訓練、こちらにおきましても、DPATと小児周産期の訓練をやりまして、4年前はこういったものがなかったんですけれども、今回はこういった形で入れさせていただいているところです。

ただ、いずれにしろ、まだ顔の見える関係を早く築いて、体制を整えてまいらなければいけないというふうに考えております。

○丸山委員 あと、少し話をかえますけれども、3ページに福祉施設の耐震化は出たんですが、56カ所でいいのかな、医療施設の耐震化はどういうふうに進んでいると思えばいいでしょうか。

○久保医療薬務課長 失礼しました。まず、5ページの表の災害拠点病院、これは全て耐震化が済んでおります。

ちなみに、3ページの資料に戻しますと、病院全体で、今、私どもが押さえているのは140棟ございまして、耐震化率は全体では76.4%となっております。ちなみに、全国が72.9%というのが平成29年度の厚生労働省の調べでわかっております。

以上でございます。

○丸山委員 まだ耐震化をしないという医療関係は少し遅いのかなというイメージがあります。しっかり取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、そういう助成制度などは、しっかりあるというふうに考えていいですか。

また、助成制度でするにしても、たしか善仁会病院だと思っていたんですが、今回、厚生常任委員会でも少し言わせていただきましたけれども、合併して建てかえる場所が、海拔2メートルの非常に低い場所ということで、今後、病院の建てかえも含めて、県としては、どういうふうな整備方針なのか、地域医療構想も含めてしっかり見ていかなくちゃいけないと思って

います。その中で特に津波避難。こういう危険な地域で、市郡医師会病院は高台のほうに移転した、善仁会病院は残った。その辺は、どういった調整がなされているのかというのが、若干見えないところがあるものですから、防災という意識の中で、その辺の進め方を今どういうふうに行われているのかお伺いできればと思います。

○久保医療薬務課長 資料の5ページの表にございます災害拠点病院でございますが、確かに宮崎の医師会病院は、今度、宮崎西インターチェンジのほうに移転することになりまして、善仁会病院はその場で建てかえということになっております。

これは防災面もそうなんですが、宮崎東諸県の会議の中では、救急面、いわゆる宮崎市東部のほうの救急を確保するという意味で、善仁会病院が必要だという観点から、今のところに残ったという形になっておりまして、いずれにしろ、おっしゃるとおり防災という点も視野に入れながら対応してもらわなきゃいけないと考えております。

また、これまでも耐震化関連では、平成23年度ぐらいまでに5病院ほど補助金を出しております。これも、ここに書いてある災害拠点病院等を中心にやっているところでございますが、残念ながら民間病院に対して直のというのはなかなかないものですから、そこにつきましては、防災面とか、地元と協議しながら、いろいろ対応できるものは、国の制度を利用していければというふうに考えているところです。

○丸山委員 2ページに、福祉施設の高台移転の助成制度等を行っておりますということを書いただいているんですが、我々の特別委員会で、県北調査のときに、障がい福祉施設だったというふうに記憶しているんですが、そこが高

台移転をしたいんだけど、移転を希望する地域が市街化調整区域で、そこが一番よかったんだけど、結局は調整区域だからということで、そこには移転できなくて、現地で津波タワーのようなものを建てたという事例があったものですから、やはりこれは、県土整備部含めているような部局と調整しないといけないと思いました。高台移転となると、恐らく市街化調整区域になる場所もあるかと思えます。そういった相談があったときに、簡単に、調整区域だからだめですよというだけで済むんだったら、高台移転というのはほとんど進まないんじゃないかなと思っているものですから、ある程度の特例みたいなのも含めて、その辺の、県土整備部を含め調整というの、行政としてしっかりやっていただくようなことも必要じゃないかと思っているんですが、その辺の議論について、言葉は書いているけれども、実際になかなか進みづらいような気がするものですから、その辺のことはどういうふうに認識されているか、お伺いしたいと思っております。

○横山福祉保健課長 申しわけございません、その障がい施設がどうであったかということは、ちょっとはっきりわからないんですけども、施設の安全性を確保し、入所者それから通所されている方の安全を確保することは、非常に重要なことであると思しますので、案件ごとに、必要があれば、県土整備部とももちろん話をしたいと思えます。

それでも、どうしても市街化調整区域となると、もしかしたら農振地域とかで農政も何かかかってくるかもしれません。そういったことで、どうしてもだめな場合は、また次の策をとることになると思えますけれども、できる限り、福祉保健部としてもかかわっていききたいと思

ます。

○有岡委員 4ページについてお尋ねいたします。

福祉の避難所の設置状況で、現在220カ所が設置されているとありまして、あと椎葉が入ってくると、市町村が全部来るわけですが、この状況で、介護の高齢者、障がい者、こういった方の必要数としてはどれぐらいを想定していらっしゃるのか、まずお伺いいたします。

○横山福祉保健課長 福祉避難所の必要数ということですけども、以前、危機管理部局のほうで想定した南海トラフ巨大地震の際に、避難所に身を寄せる高齢者、障がい者など支援の必要な方がどのぐらいいらっしゃるかという想定を平成25年にしておりまして、そのときの想定では、施設の入所者も含めて4万7,000人になるということでした。それから考えますと、この220カ所ということでは到底足りないわけでございます。

ですけども、最近の大規模災害の発生等を見ましても、現状では必ずしも福祉避難所に行くわけではなくて、一般の避難所の中で特別に1つの教室を区切ったり、体育館の中でどこかを区切って、そこにポータブルトイレを置いたり、それから、ケアをする方を特別に配置したりといったような配慮をするということで、福祉避難所の役割を持たせるということもしておりまして、実際に大規模災害が発生したときには、そういった対応もこれからとっていかなければいけないと考えております。

○有岡委員 この文章の中で、「備品等の購入経費を助成（平成27年度まで）」とありますが、これは、現在はもうないということで理解してよろしいのでしょうか。

○横山福祉保健課長 この事業は、平成24年度

から27年度までの間だけ実施しておりまして、当時まだ福祉避難所を設けていない市町村も多かったものですから、その割合誘導という意味で実施していたものであります。

○有岡委員 要望として申し上げますが、避難所に行って、それからこういう福祉避難所に移動するというお話ですが、やっぱり不安がある方たちにとって、福祉避難所がどこにあるのかがまずわかること。そして、普段からそういったところに足を運んで交流をすとか、そういう場面をつくっていただくと、安心してそういった場所に行って、高齢者の方や障がい者の方が対応できるんじゃないかと思っておりますので、また訓練等の中でもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○河野副委員長 いいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野副委員長 それでは、ないようですので、これで終わりたいと思ひます。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時0分再開

○河野副委員長 委員会を再開いたします。

本日は、委員長の中野が欠席のため、副委員長の私が委員長の責務を代行させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

教育委員会と総合政策部においでいただきました。どちらも本委員会においでいただくのは初めてですので、一言御挨拶を申し上げます。

私は、この特別委員会の副委員長に選任されております延岡市選出の河野哲也でございます。

本日欠席の中野委員長を初め、私ども11名が

さきの県議会で委員として選任され、調査活動を実施しているところでございます。

当委員会の担う課題を解決するために、努力してまいりたいと思ひますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

委員及び執行部の皆様の紹介につきましては、お手元に配付の出席者配席表にかえさせていただきたいと思ひます。

それでは、概要説明をお願ひいたします。

○四本教育長 教育委員会でございます。よろしくお願ひをいたします。

委員の皆様には、本県教育の振興につきまして、日ごろから御指導、御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきます。

お手元の防災・減災対策特別委員会資料の表紙の下のほうの目次をごらんください。

本日、説明をいたします事項は、学校施設の整備状況等についてと防災教育の取り組みについての2件であります。

私の方からは以上であります。内容につきましては、引き続き関係課長が説明をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○柚木崎財務福利課長 財務福利課でございます。

学校施設の整備状況等について御説明いたします。

資料の1ページをお願ひいたします。

資料は、教育委員会と総合政策部で合わせて作成しておりますが、説明につきましては、財務福利課でまとめさせていただきます。

まず、1の耐震化の状況についてであります。

表にありますとおり、耐震化率につきましては、公立小中学校が99.8%、県立学校が100%、2段目の表ですが、私立学校が85.9%となって

おります。

続きまして、その下の表は、屋内運動場のつり天井の耐震化の状況であります。公立小中学校、県立学校とも、耐震化は100%となっております。

次に、2の避難所の指定・整備状況についてであります。

まず、避難所の指定状況につきましては、表にありますとおり、公立小中学校が366校中296校、県立学校が52校中26校、私立高校が15校中8校が避難所として指定されております。

次の表は、避難所の整備状況についてであります。県立学校26校につきましては、管理棟の出入り口のスロープが24校、多目的トイレも同様に24校に整備されております。

体育館につきましては、出入り口のスロープが25校、体育館もしくは隣接した場所に多目的トイレを整備している学校が23校あります。

AEDにつきましては、26校全てに設置しており、太陽光発電設備を4校に設置しております。

私立高校8校につきましては、管理棟の出入り口のスロープが5校、多目的トイレが3校に整備されております。

体育館につきましては、出入り口のスロープが4校、体育館もしくは隣接した場所に多目的トイレを整備している学校が2校ございます。

AEDにつきましては、8校全てに設置しており、太陽光発電設備を1校に設置しております。

続きまして、2ページをごらんください。

5行目にありますように、災害用の備蓄につきましては、生徒用としての簡易トイレや飲料水などを整備しておりますが、まだ十分ではありませんので、今後も、危機管理部局と連携を

図りながら整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、3のブロック塀の状況についてであります。

ことし6月に発生した大阪府北部を震源とする地震では、学校のブロック塀の倒壊により、女子児童が亡くなる事故が発生したため、県内の学校敷地内に設置してある全てのブロック塀の点検を行い、安全性に問題のあるブロック塀について、速やかに応急対策等の対応を行いました。

表にありますように、問題のあるブロック塀は、公立小中学校で131校、県立学校で23校、私立高校で6校ございましたが、全ての学校で注意喚起の表示や立入禁止等の応急対策を行ったところであります。

4の課題・問題点であります。県立学校及び公立小中学校については、構造体の耐震化や屋内運動場のつり天井対策など、適宜対策は講じておりますが、非構造部材の耐震化などにつきましては、今後も、継続的な取り組みが必要であると考えております。

私立学校につきましては、各学校の実情を踏まえ、耐震化を進める必要があります。

最後に、5の今後の対策についてありますが、県立学校は、学校施設としての機能向上を図りながら、災害時の避難所としての役割も視野に入れた整備を行ってまいりたいと考えております。

公立小中学校につきましても、非構造部材などの耐震化が計画どおりに完了するよう、市町村に対して情報提供や必要な助言に努めてまいります。

私立学校につきましては、経営計画など、学校の将来の方向性を踏まえた上で耐震化を進め

るよう、さまざまな機会を捉えて働きかけを行ってまいります。

説明は、以上でございます。

○鎌田人権同和教育課長 資料の3ページをお願いいたします。

1にお示ししておりますような事業を構築しまして、防災教育に取り組んでおります。その具体的な取り組みといたしましては、2の(1)にありますように、地震・津波、火山噴火、風水害の被害が予想される地域の学校を学校安全教育推進校に指定しまして、防災教育を行っております。

平成24、25年度は、公立小中学校と県立学校、平成26年度から29年度は県立学校を指定しております。

平成30年度からは、学校と地域の連携をこれまで以上に強化することが求められているため、モデル地域を指定することとし、串間市をモデル地域とし、福島高等学校と串間中学校を推進校に指定しております。

これらの指定を受けました推進校は、丸の1つ目にありますように、学校安全連絡協議会を設置しまして、自治会や警察などの関係機関と連携して、合同避難訓練や避難所運営等についての協議を行っております。

今年度の推進校であります福島高校では、先日、都城駐屯地より自衛隊を招き、講話や倒壊家屋救助演習見学等を実施いたしました。

また、2つ目の丸にありますように、平成26年度から、推進校の代表生徒及び職員を対象にした自然災害発生地域訪問を実施しまして、東日本大震災の被災地である宮城県石巻市等を訪問し、そこで見たり感じたりしたことを自校の生徒に伝えるなどして、生徒の防災への関心を高めております。

本年度は11月に、学校、地域、自治体等が一体となった防災教育推進委員会を設置している宮城県気仙沼市を訪問して、地域防災のあり方について研修する予定であります。

資料の4ページをお願いいたします。

(2)の高校生防災リーダー養成研修は、各学校の防災意識を高めることを目的に、各学校の代表生徒と安全教育担当職員を対象に実施しております。

本年度は、東日本大震災時に、仙台市の避難所運営の中心となって活躍された防災アドバイザーを講師に迎え、「高校生としてできること」と題した講演と、避難所運営についての演習を行いました。参加者全員が熱心に取り組み、研修会終了後のアンケートでは、参加した生徒のほぼ全員が「防災意識を高めることができた」と回答しております。

(3)の学校安全指導者研修会は、学校における安全教育担当者の資質の向上を目的とする研修で、私立学校を含めた全ての学校の教職員を対象としております。

ここでは、さきに述べました防災教育推進事業で、推進校の指定を受けた学校の成果の報告や専門家による講演を実施しております。

(4)の安全教育推進リーダー研修会は、県立学校の安全教育推進リーダーを対象にしたもので、各学校における防災教育を中心とした安全教育推進の中核となるリーダーの養成と専門性を高める研修であります。

昨年度の研修では、石巻市立大川小学校事故調査員を務められた方を講師に迎え、「東日本大震災から学ぶ学校現場の災害対策」と題して講演を行いました。本講演を受け、災害対策や有事の際の適切な対応についての重要さを感じ、各学校における学校安全計画と危機管理マニユ

アルの見直し及び改善を図りました。本年度は、大阪教育大学で地域防災及び学校安全計画や危機管理マニュアル作成の指導に当たっておられる先生を講師に招き、講演と協議を計画しております。

（５）にありますように、各学校における防災教育の充実を図るために、全ての県立学校に防災士資格を持つ教員を配置しております。定期異動等で防災士が不在となった学校につきましては、資格取得に必要な経費を負担し、防災士の養成を図っております。

防災教育推進上の課題につきましては、３の（１）にお示ししておりますように、学校において安全教育の中核としての役割を担うリーダーの養成を継続して取り組んでいく必要があると考えております。

また、（２）にありますように、学校安全計画のもと、防災教育を各教科と関連づけるなど、学校教育全体を通した取り組みとすることが必要であります。

さらには、市町村の防災担当部局や地域住民と連携した避難訓練に、継続して取り組んでいくことも重要であります。

説明は、以上であります。

○河野副委員長 執行部の説明が終わりました。意見、質疑に入りたいと思います。

○来住委員 １点だけ、ブロック塀の問題なんですけれども、それぞれ小中学校、県立、さらには私立も全て緊急対策等を完了したということになっているんですが、例えば都城農業高校なんかのは、相当高いですね。何メートルあるかな、４メートルぐらいあるのかな。もちろんそこには張り紙がされておりますが、問題はそれで終わるわけじゃないと思うんです。その後は、どうされる予定なのか。もっとわかりやす

く言えば、この応急対策の内容です。現実に危ないから、もう撤去して、安全なものにかえたのが何校あるかとか、そういうのはわかるんですか。

○柚木崎財務福利課長 県立学校で申し上げますと、23校不適合等がございました。そのうち、簡単な工事で済ませられる13校につきましては、今月及び来月で完了いたします。撤去して、フェンス等に交換するという工事をやっております。

ちょっと重複しますので、校数は23校になりませんが、今、おっしゃるとおり都城農業高校などは、かなり大規模になっておりますので、設計を委託しているところでございます。基本的には全部撤去して、フェンス等に交換するという考えでございまして、その15校について、一応3カ月ほどの設計期間が要りますので、今、その設計依頼中ということになっております。

○来住委員 そうすると、県立学校は平成30年度でほぼかわるということになるんですか。

○柚木崎財務福利課長 設計完了後の工事費によるとは思いますけれども、基本的には撤去だけでも今年度中にはやりたいと考えております。

○来住委員 小中学校については、もちろん市町村が行うんでしょうけれども、それはどういうふうにお聞きになっているんでしょうか。

○柚木崎財務福利課長 小中学校のほうも、詳細はわかりませんが、基本的にはやっぱり撤去する、フェンスに交換するという対応を計画していると思っております。

○来住委員 もう一つ、数字について、1ページの屋内運動場のつり天井の耐震化なんですけど、公立の小中学校と県立学校については、ここに具体的に出ているんですけど、私立の屋内運動場については出ていないので、それについてはつかんでいらっしゃいますか。

○川口みやぎ文化振興課長 つり天井だけではなく、調査がちょっとなかったものですから、今回は緊急に私立学校に聞き取りをしたんですけども、実はちょっと資料が間に合っておらず、申しわけございません。つり天井を有する棟数が4棟ありまして、対策済みが3棟、対策がなされていないのが1棟ということで、耐震化割合は75%ということになります。申しわけございません。

○来住委員 わかりました。

○渡辺委員 幾つかちょっと整備状況のところを確認をさせていただきたいんですが、まず、耐震化校舎の状況で、それぞれ今年度中に完成予定になっている1校1棟と、32年度までかかる1校3棟というのは、それぞれどこの市町村ですか。

○柚木崎財務福利課長 日向市でございます。

○渡辺委員 2つとも日向と理解していいんですね。済みません、不勉強で申しわけありませんが、国は、例えば何年までに小中学校も耐震化を100%にしないかみたいな何らかの指針を出しているのでしょうか。

○柚木崎財務福利課長 基本的には、平成27年度までに完了してくださいということがございました。ただ、学校の統廃合とか、そういったことの絡みがございます。1校3棟の32年度中の完成というのは、実は細島のほうなんですけれども、市町村の別の施設との複合等を考えておりまして、そういった経緯でちょっとおくらしているものがあるといった状況でございます。

○渡辺委員 同じ資料の2番のところなんですけど、県立高校で避難所指定されているのが26校で、その26校の状況が、一番下のエクセル表みたいなところに出ています。2校の管理棟で、スロープと多目的トイレの整備がないというこ

とになっていますが、これはそれぞれどちらの学校でしょうか。

○柚木崎財務福利課長 管理棟につきましては、出入り口のスロープのほうだったですか。

○渡辺委員 スロープとトイレ、両方です。管理棟と、その下に記載の体育館でも1校がスロープができていなくて、3校が多目的トイレの整備ができていない状況と思いますが、それぞれこの学校ができていないのか教えていただけませんか。

○柚木崎財務福利課長 わかりました。

管理棟のスロープにつきましては、妻高校と延岡青朋高校、これが、事務室関係が2階にございまして、ちょっとそこまでのスロープの取り付けができないといった状況で、未整備でございます。

体育館のスロープにつきましては、高千穂高校、ここが物理的に段差が激しくて設置ができないというような状況がございます。

管理棟の多目的トイレにつきましては、妻高校と延岡商業高校で、妻高校につきましては、今年度に整備する予定でございます。延岡商業高校につきましては、一応洋式トイレは整備しておりますが、多目的までの機能がないというような状況になっております。

それから、体育館のトイレにつきましては、宮崎工業高校、五ヶ瀬中等教育学校、明星視覚支援学校、この3校でございまして、この3校につきましては、今後整備するよう検討が必要だと考えております。

○渡辺委員 AEDの設置は、26校全てとなっておりますが、これは、全ての県立高校に設置されていると理解していいんですか。

○柚木崎財務福利課長 指定場所の、指定された学校以外も全ての高校に整備しております。

○渡辺委員 2ページのほうの上の段に、災害用の備蓄が26校とあって、これは、多分避難所となっている学校全てということだと思います。簡易トイレが26校の全てですね。10校は飲料水、7校は非常食というふうにありますけれども、これは整備途中で、途上の数字ということなのか、それともほかとの調整の関係で、避難所ではあるけれども、備蓄が必要な学校がこの10校、7校でオーケーだということでしょうか。

○柚木崎財務福利課長 この整備につきましては、基本的に帰宅困難になった場合等の生徒のための備蓄と考えておまして、簡易トイレにつきましては、県費で全て整備をしたところでございます。

あと、飲料水、非常食等については、それぞれの学校で、私費等、受益者負担等の考え方で、それぞれが整備をしているということでありまして、このあたりにつきましては、そういった、まだ十分ではない状態を今後どうしていくかといったような検討が必要だと考えております。

○渡辺委員 今の御説明だと、例えば飲料水と非常食の備蓄のある10校、7校というのは、避難所に位置づけられている26校が母数ということではなくて、全ての県立高校を母数としてとらえた上で、備蓄があるのはそれだけだということに理解をしたほうがいいんだと思うんですが、裏返して聞くと、その他の学校には、例えば津波で浸水するようなところか何かわかりませんが、何百人という生徒さんがいらっしゃるけれども、備蓄は一切ないということになるんですか。

○柚木崎財務福利課長 簡易トイレにつきましては、全ての学校に整備しております。

飲料水につきましては、今おっしゃられたように、たまたま指定校での校数が10校というこ

とで、全ての学校でいいますと、18校が整備をしております。

○渡辺委員 ここで何うのがいいのかわかりませんが、災害時にどういう状況になるかわからない、予想がつかないというのはいろいろあると思うんですが、県立学校が52校あるうち、飲料水とか非常食の備蓄において、例えば飲料水に関しては18校という状況で、それは実際に本当に被災があったときに、たくさんの生徒さんたちが学校に在籍している、一時的に学校のほうが安全だから帰らないというような状況も予想されるときに、避難所になるかならないかは別の問題として、この備蓄の状況というのは十分な状況というふうにお考えですか。その費用が学校から出ているか、県費で出ているか、いろいろ課題はあるんだと思いますが、その状況についてはいかがでしょうか。

○柚木崎財務福利課長 避難所の備蓄につきましては、こういった県立学校での整備、あるいは市町村が学校の倉庫等を借りて、そこに備蓄しているものもございます。あと、県の危機管理課のほうでも、必要な部分の3分の1ぐらいを県内各地に整備しようというような動きもあるようで、その辺の備蓄をどこが行うのか、例えば、これは生徒のためとは申し上げましたけれども、実際の災害のときには、いわゆる共助の考えが必要でしょうかから、生徒あるいは避難者の両方が使うことにはなると思います。

備蓄品、そういった水とか食料についての基本的整理が、今のところちょっとされていないというのがございまして、学校のほうで率先して、私費等を使って対応している学校があるとして、では、そういった整備をしていない学校はどうするのかといったようなことは、現在、課題だと認識しております。

○渡辺委員 改めて確認ですが、いろんな理由というか、いろんなお金の出方があって、非常時用のものが備蓄されているんだと思いますけれども、今先ほど御説明いただいた数字以外の学校には、どんな理由のものであったとしても、何も無いという理解をしたらいいんですよね。つまり、県が防災用の備蓄として置いているもの等はないけれども、例えば市町村から預かって置いているものはあるとか、そういう理屈は関係なくして、例えば飲料水だけに限って言えば、とにかく18校以外の学校には全く災害用の飲料水の備蓄はないというふうに、今の御説明では理解をしていいということですよ。

○柚木崎財務福利課長 確認がとれておりませんので、現実的には、市町村等から空き教室がないとか、そういった打診はありますけれども、では、整備も済んだのかとか、そういったところまでつかんでおりませんので、確認されているものについてはこの18校ということになります。

○渡辺委員 わかりました。

きょうの資料にはないんですが、避難の指定・整備の関係ということで、もし発災をして、たくさんの地域住民の方々が学校に避難をしてきた。その避難が、例えば台風等で一晩で済むというものではなくて、地震等で一定の期間長期化するという場合に、避難所となった学校の運営責任、例えば特に避難をしている皆さんがいらっしゃる区画等の運営責任というのは、何らかの明確なルールがあって、当然、学校の関与もあるんだと思いますが、例えば宮崎市であれば宮崎市が責任を持つのか、それとも学校が責任を持つことになるのか。不勉強で申しわけない、経験もなくてわからないんですが、その辺はどういうルールになっているんでしょうか。

○柚木崎財務福利課長 避難所指定に絡みましての市町村との協定につきまして、文書で交わしている市町村もあれば、口頭でといったところもございます。その辺も役割の明確化ということで、私どもとしては文書等でちゃんと確認をしておくということが必要だと考えております。基本的には、市町村の担当者等が、避難所の責任者になるというふうには考えております。

○坂口委員 ブロック塀の安全確認は、どういった手法でやられたのかということと、安全と安全でないという分岐点ですけども、その基準というのはどこに置かれたかというのを教えてください。

○柚木崎財務福利課長 基本的には、建築基準法にのっとっているかどうかです。高さが2.2メートルという制限がございます。それと、1.2メートルを超えた場合には、控え壁という補助の壁が必要になってきます。そういったものがあるかないかにつきまして、まず目視で確認をする。それと、今回、老朽化がひどいものにつきましても、技術者が県立学校のほうへ参りまして、打診と目視等で確認しております。

文科省のほうからは、目視等でオーケーでも、破壊検査など、そういったものを作ってほしいという指示が出ておりますが、県立学校につきましては、基本的にそういった不適合なものについては、破壊検査をするよりももう撤去をするということで考えております。

○坂口委員 目視となると、全部をやらなきゃだめだと思うんです。それと、外形上の2メートル20オーバーとか、1日に3段以上積んではいけないとか、そういうのは、もう当然、検査のときにひっかかりますから、それをクリアできないというのは、検査をした以上なかなかないと思うんです。問題はレントゲンか何かを通

さない。

例えば、阪神大震災で無筋の塀が倒れて、という事例がもう既にあるんですよね。だから、あの報道が出たその瞬間、丸山委員が聞いていたけれども、僕は「これは裁判になるよって、このケースは」と言ったよね。鉄筋が入っていないということ、あれを見て、あのときすぐに思いました。前例があるし、あのときに無配筋はやり直さないということも既に言っていて、やられていないということなんです。

だから、今回は、本当にそれが実行されるのかというのが疑問にあるのと、安全性と基準が大事だから、さっき言われた配筋をする。配筋も3部筋以上の配筋とか、直径の基準というのがあるんですけれども、結び目はちゃんとバインドをやるとか、単なる合わせただけじゃだめだよとか、交差させただけでもだめですよと、5センチ以上かぶらせるんですよとか、それをおかさないで、また起こると思うんです。

だから、検査をやったというのはそれなのか、信頼度がある検査をやられたのかどうなのかというところなんです。応急措置というのが出てくるから、全部をフェンスか何かにやりかえるということで、とりあえずは当面の安全を確保しようということなのかということ。

言われたように、目視とか経験者による聞き取りとかだけでは、絶対にこれは信頼できる検査結果やそういったものとしては責任が持てないと思うんです。そうすると、ブロック積みで全部やりかえるかですね。そここのところはもう一回やらないと、これは繰り返しているんですよ。今後、こういうことを起こさない、そのために点検をやって、無筋のものには配筋をやるとか、でも、それがやられていなかったところに、ある意味人為的なものがあるわけですが、

今度の目視でわかるような簡単なものじゃないです。中に詰めるモルタルだって、砂だけ詰めてもわからないわけです。そこにセメントの混合の割合とか、そういったのをやっておかないと、また壊れますよ。そして、今回ひびが入ったものは、次は簡単に壊れますよ。そこを、どれだけの信頼度を持った調査結果に基づいて、次の手だてをされようとしているのか、そこです。

○**柚木崎財務福利課長** 御指摘のとおり、内部の鉄筋等につきまして、私どもは、鉄筋探査機を準備して対応をしているところではございません。

ただ、中の鉄筋の劣化状況まではわからないので、今、不適合とされたものについては、とにかくもう詳しい検査よりも撤去するという考えでおります。

残りの、一応安全だというものについても、御指摘があったような、一部破壊検査とか、そういったことは今後必要になってくるかなというふうに考えております。

○**坂口委員** あの探査機というのは、入っているか入っていないかだけしかわからないんですよ。接続されているかどうか、それが本当に、その基準に合った配筋なのかまではわからない。その後の劣化なんていうのは、これはなかなか難しいもので、一部破壊をやらないとわからない。劣化というのは、さびがついたかついていないか、ついて膨張して周りに空洞ができたかできていないかとか、そういうことだから、それはなかなか。少なくともレントゲンをやらないと、探査機でやって、鉄筋が入っていた、だけではだめだと思うんです。つなぎ目がこなして合わせてあるだけでは、簡単に外れて、ないのと一緒です。

だから、そのところを、本当に安全を宣言するのなら、繰り返さないような信頼度の高い調査をまずやって、基準に基づいて可否を出して、否だったやつは、やっぱり抜本的に対策を練るということにならないと、これは形骸化した検査のような気がするんです。そのところをもう一回内部で検討していただいて、万全を期していただきたいと思います。

○**柚木崎財務福利課長** 御指摘のありましたことについては、十分考慮の上、今後対応していきたいと考えております。

○**河野副委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**河野副委員長** いいですか。それでは、ないようでございますので、これで終わりたいと思います。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時36分再開

○**河野副委員長** 委員会を再開いたします。

協議事項（1）県外調査についてでございます。

資料1をごらんください。

10月17日から19日に実施予定の県外調査ですが、見ていただきたいと思います。前回の委員会におきまして、県外調査先について正副委員長に御一任いただきましたので、ごらんのような日程案を作成いたしました。

1日目は、和歌山県庁を訪問し、津波防災の取り組み及び地震・津波観測監視システムの活用等について調査した後、広川町の稲むらの火の館を訪問し、防災遺産を活用した防災意識促進のための取り組み等について調査いたします。

2日目は、三重県庁及び静岡県浜松市の防潮堤資料室を訪問し、防災・減災に係る人材育成の取り組みや、先進自治体における防災・減災対策について調査を行います。

3日目につきましては、東京都千代田区にあります株式会社地圏環境テクノロジーを訪問しまして、洪水・土砂災害の予測に役立つ水の流れを把握するための取り組みについて調査をいたします。

調査先との調整もある程度進めさせていただいておりますので、できればこの案で御了承いただくとありがたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**河野副委員長** では、このように決定してまいりたいと思います。

なお、諸般の事情により、若干の変更が出てくる場合もあるかもしれませんが、正副委員長に御一任いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、協議事項（2）の次回委員会についてでございます。

次回委員会につきましては、11月2日に開催を予定しております。

次回委員会での執行部への説明、資料要求について何か御意見や御要望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**河野副委員長** よろしいでしょうか。特にないようでございますので、次回の委員会の内容につきまして、正副委員長に御一任いただきますようよろしくお願いいたします。

最後になりますが、協議事項（3）、その他でございますが、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**河野副委員長** よろしいでしょうか。では、

平成30年9月25日（火曜日）

次回の委員会は11月2日金曜日午前10時から予定していますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。

午前11時40分閉会